

議案第4号

西脇市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

西脇市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次の
ように定める。

令和6年2月26日

西脇市長 片山象三

(理由)

地方自治法の改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため。

西脇市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

西脇市職員の育児休業等に関する条例（平成17年西脇市条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

	改 正 後	改 正 前
<p>第7条 (略)</p> <p>第2条 給与条例第32条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条において、部内の他の職員との均衡上必要があるとき、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務した日及びその日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日）に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p>		<p>第7条 (略)</p> <p>第2条 給与条例第32条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）が職務に復帰した場合には、部内の他の職員との均衡上必要があるとき、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務した日及びその日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日）に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。